

## 第52号議案

品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月16日

品川区長 濱 野 健

品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立創業支援施設条例（平成21年品川区条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、共同事務室、店舗」を削り、「会議室」の次に「、多目的室、店舗」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「共同事務室および店舗（以下「事務室等」という。）ならびに交流室（以下これらを）」を「交流室および店舗（以下に改め、同項第1号中「創業する者」の次に「(交流室の使用料を日額の区分で支払おうとする場合にあっては、品川区内において創業しようとする者)」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 未成年者にあつては、創業居室の使用について、その法定代理人の同意を得られていること。

第4条第2項中「会議室」の次に「、多目的室」を加える。

第6条第1項中「または会議室」の次に「、多目的室」を加える。

第7条第1項中「品川区立天王洲創業支援センターおよび品川区立西大井創業支援センターの」を削り、同条第2項を削る。

第8条および第9条を次のように改める。

(交流室の使用期間)

第8条 品川区立西大井創業支援センターの交流室の使用期間は、1カ月を単位として1年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき1年を超えない範囲内で3回まで更新することができる。

2 品川区立武蔵小山創業支援センターの交流室の使用期間は、1カ月を単位として1年以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで更新することができる。

(店舗の使用期間)

第9条 店舗の使用期間は、規則で定める期間以内とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、1回につき規則で定める期間を超えない範囲内で1回まで更新することができる。

第10条第1項中「事務室等の使用」を「事務室および店舗（以下「事務室等」という。）の使用」に改める。

別表中

「

品川区立西大井創業支援センター	事務室	月額	234,300円
	共同事務室	月額	35,100円
品川区立武蔵小山創業支援センター	事務室	月額	39,000円
	店舗	月額	10,000円
	交流室	月額	5,000円

を」

「

品川区立西大井創業支援センター	事務室	月額	234,300円	
	交流室	学生	月額	5,000円
			日額	1,300円
	学生	月額	8,000円	

」

		以外	日額	2,000円	に
	会議室	1時間		300円	
	多目的室	1時間		2,000円	
品川区立武蔵小山 創業支援センター	店舗	月額		10,000円	
	交流室	月額		5,000円	」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 「学生」とは、大学、高等学校およびこれらに準ずる学校の学生および生徒をいう。

付 則

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の品川区立西大井創業支援センターの交流室、会議室および多目的室の使用について必要な手続は、同日前においても行うことができる。

(説明) 西大井創業支援センターに交流室、会議室および多目的室を設置するほか、武蔵小山創業支援センターの交流室を拡張する必要がある。